

発達障害学生の
理解と対応のためのミニブック(教員用)



国立大学法人
愛知教育大学

はじめに

教育学生担当理事・副学長 中田敏夫

私事で恐縮ですが、4年前のある講義で成績判定をレポートにしたところ、1人の女子学生が期限までにレポート提出をしなかったことがありました。14回の授業はすべて出ていたので、どうしたのだろうと思っていたのですが、取りあえず成績提出は「保留」にしておきました。学期が変わり、ばったりキャンパス内で会ったので、学生には今からでもいいからレポートを出しなさいと告げて別れました。ところが、しばらく経っても提出がなく、結局単位認定ができませんでした。

その後、この学生は1年留年することになりますが、単位がやっとそろってきて、卒業研究のまとめに入りました。指導教員に聞くと、手取り足取り、多くの時間をかけて粘り強く指導をしたのだが、結局今年度まとめきれずに再度卒業延期となったとのことでした。

私にとって、普段まじめに授業に出席しているのにどうしてレポートを書かないのかと、とても不思議に思えました。その学生はある県随一の進学校出身でしたので、素朴にどうしたのだろうと思っていました。ただその後、卒業研究の執筆の状況などを聞き、また発達障害に関することを学んだりする中で、この学生には発達障害があるのではないかと思うようになりました。

このたび「障害学生支援ハンドブック」を関係の先生方におまとめいただきました。本学の先生方、事務の方皆様にお読みいただき、学生の抱える様々な修学上の困難の一つ、発達障害に関する基本を理解してもらえたらと考えます。

このハンドブックを読ませてもらい、私の出会った学生は、「1問1等式の試験問題が得意でも、論述形式の試験問題が苦手な学生」であったこと、

「レポート課題の書き方がわからず、未提出のまま放置」していたことがよくわかりました。そして、それが「本人の努力不足によって生じているわけではな」かったこと、「周囲の関わりによって彼らが直面する問題を和らげることができる」のであり、「試験の対策やレポート課題の作成法等のアドバイスを行」うことで、「一度経験して見通しが持てるようになった後は、自分で考えて課題に取り組んでいける」こともあるということを教えてもらいました。

発達障害の可能性のある学生の存在を知り、理解し、支援する、そのことが個々の先生方に、そして大学にも求められています。是非お読みいただき、学生一人ひとりに寄り添った教育指導をしていただければと思います。大学としましても、「なんでも相談室」を設置すると同時に、学生相談体制をさらに整備充実していきたいと考えています。

本ハンドブック発行に際し、執筆いただいた先生方、発行をバックアップしていただいた学生支援課の皆様に感謝申し上げます。

目 次

はじめに

(1) 発達障害の可能性のある学生の特徴	2
1) 発達障害とは？	2
2) 発達障害のある学生に見られやすい一般的な行動・特徴	4
3) 発達障害のある学生が直面しやすい問題と、その支援	7
(2) 発達障害の可能性のある学生への働きかけ	11
1) 大教室の授業時の支援	11
2) ゼミや演習等、小クラスの授業時の支援	14
3) 卒業論文指導など、個別指導の際の支援	17
4) 実習の際の支援（教育実習、学校サポート活動、 初年次学校体験活動など／事前指導なども含めて）	19
5) 教職員間での連携・情報共有	22
6) 就職や進学に向けて	23
(3) 法制度に基づく障害学生支援	27
1) 障害者差別解消法の施行	27
2) 合理的配慮について	29
(4) 愛知教育大学の学生相談体制	32
(5) 参考資料	34

おわりに

(1) 発達障害の可能性がある学生の特徴

1) 発達障害とは？

発達障害とは、なんらかの要因による生まれつきの脳の障害のために個人内の各認知機能の間に（言葉を理解する力や、注意力、記憶力、形を識別する能力、作業をする速度などの間に）能力の偏りが生じ、その結果、日常生活上の立ち振る舞いや学習能力、コミュニケーションの仕方等に特徴が現れ、そのことによって現実生活に困難をきたす障害のことを言います。

発達障害では学習面や対人関係、集団活動などで困難を抱えることが多くありますが、これらの困難は発達障害者本人の努力不足によって生じているわけではなく脳の障害によって生じているということを理解することが大切です。また、周囲の関わりによって彼らが直面する問題を和らげることができますし、早期に発達障害の可能性を周囲が感じることができれば問題の予防にもつながります。そのため、大学入学の早い段階から発達障害のある学生に気づき、適切な支援につなげていくことが大切です。

発達障害といっても、いろいろな種類の発達障害があります。発達障害者支援法では、主な発達障害として、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD/HD）などをあげています。それぞれの障害の特徴を、発達障害者支援法の記述に沿って簡単に説明します。

【自閉症】

他人との社会的関係を作ることの困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心の幅が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障害。具体

的には、コミュニケーションが苦手、こだわりが強い、先の予測をすることや急な予定変更が苦手、言葉で言われたことを理解することが苦手などの特徴が現れる。

【アスペルガー症候群】

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。具体的には、コミュニケーションが苦手、こだわりが強い、先の予測をすることや急な予定変更が苦手、会話の裏の意味を読みとるのが苦手、イメージすることが苦手などの特徴が現れる。

【その他の広汎性発達障害】

レット障害、小児期崩壊性障害など、自閉症やアスペルガー症候群と同じような、コミュニケーションや社会性などに問題が生じる障害。

【学習障害（LD）】

全般的な知的な発達の遅れはないものの、「読む」「書く」「計算する」などの特定の能力のみに遅れが見られる障害。

【注意欠陥／多動性障害（AD/HD）】

注意力が低い、もしくは衝動性や多動性を特徴とする障害。具体的には、じっとしてられない、落ち着きがない、集中力が続きづらいなどの特徴が現れる。

なお同じ障害名を持つ人でも、生活の中で問題となることは一人ひとり異なります。また、その人に合う支援方法も一人ひとり異なりますので、関わる側は試行錯誤しながら本人に合う支援を個別に探していく必要があります。

2) 発達障害のある学生に見られやすい一般的な行動・特徴

以下に、発達障害のある人にみられやすい行動や特徴をあげます。

これらの行動・特徴のリストを支援のきっかけとして利用してもらいながら、リストにこだわらず、学生や周囲の人が困っている他の面にも目を向けることが、それぞれの人に合う支援につながると考えられます。

【主に学習場面や書類作成、事務手続きの際に見られる特徴】

- 二つ以上のことを同時にするのが苦手……

以下のような困難につながりやすいです。

- 講義を聴きながらノートを取ることが出来ない。
- 作業をしている最中に別の用事を頼むとパニックになる…等。
- 指示や配布物に気がつかない、又は忘れてしまうことが多い。
- 提出期限や約束の時間を守れない、又は忘れてしまうことが多い。
- 字を書くのがとても遅かったり、うまく書けなかったりする。誤字・脱字が多い。
- 物事の優先順位を決めるのが苦手で、全体を見通した計画を立てられない。



【主に他者と関わる際に見られる特徴】

- 他の人の視点から考えることが苦手……
- 以下のような困難につながりやすいです。

- ・相手にわかりやすいように、説明をしたり文を書いたりするのが苦手。
- ・相手の反応に関係なく、自分の興味のあることを話し続ける。
- ・周りを見て行動できず、指示したこと以外はやらない…等。

● 会話をしにくい……

具体的には、以下のような特徴が見られます。

- ・突然話題が飛んだり、相手の説明を最後まで聞かずに話し出したり、自分の話ばかりをし続けたりする。
- ・話の意図を取り違える。
- ・短い返答が多く、会話が続きづらい…等。



● 言葉を字義の通りに解釈し、冗談、皮肉、社交辞令、比喩が通じにくい。

● 強いこだわりがある、思い込みが激しい……

具体的には、以下のような特徴が見られます。

- ・自分が納得するまで質問をし続ける。
- ・間違いを正さないと気が済まない。
- ・一度授業を欠席するとそのまま欠席し続ける…等。



【様々な場面で見られる特徴】

- 急な予定変更や、普段とは違う状況が苦手……

以下のような困難につながりやすいです。

- ・急に空き時間ができる困ってしまう。
- ・予告無しでの休講は納得できない。



・ 普段の授業と違う場所で試験を行うと戸惑う・・・等。

- 興味・関心のあることには没頭する。
- 衝動的なところがある。
- ちょっとした刺激（教室の臭い、蛍光灯の音、服のタグ等々）に敏感。
一方で、痛みや疲労に無自覚、服装に無頓着等、鈍感にみえる面がある。
- 体のどこか一部が常に動いている、あるいは姿勢よく座れない。
姿勢を正すと、話に集中できなくなったり、作業効率が落ちたりする。



以上の特徴をみると、当てはまる学生がたくさんいるように感じたかもしれませんが、こうした特徴を持つ本人が大きな困難を感じているのであれば、周囲から何らかの支援が必要でしょう。支援の際には、本人の性格や考え方、あるいは気持ちの問題だと考えるのではなく、環境を変えることに目を向けることも大切です。

3) 発達障害のある学生が直面しやすい問題と、その支援

【他の学生との人間関係の構築の支援】

発達障害のある学生は、他者との関係をうまく築けない、集団にうまく溶け込めない等の傾向があります。

教員が注意を払うことによって、発達障害やその傾向のある学生に対して、診断の有無に関係なく、入学時から様々な配慮を進めることができます。

例えば、1年次の選修・専攻・コース等の専門科目や初年次演習等の講義では、学生の座席を観察する方法があります。多くの学生は仲の良い友人と固まって座りますが、発達障害のある学生の中には一人だけ離れた座席に座っている人もいます。そして、グループワークの際にも他の学生たちとの話し合いに参加せず、何も意見を述べずに黙っていることがあります。このように孤立している学生を見かけたら、教員はこの学生に対し、他の学生と関わることを促してみてもよいでしょう。また、他の学生たちにも、発達障害のある学生に対して声掛けをしていくように指導するのもよいと思います。



発達障害のある学生と面談する機会があれば、他の学生と共に過ごす場面があるかどうか、担任教員から尋ねてみるとよいでしょう。発達障害のある学生の個性を理解した上で、関わりを深めていく友人もいます。好きなアニメ・マンガ、映画や本など、同じような興味・関心がある学生と出会い、趣味を通じて、友達を作っていく発達障害のある学生も多いです。友だち作りに悩む発達障害のある学生がいた場合は、趣味や特技がヒントとなることが多いです。



【入学当初の支援】

発達障害のある学生は、初めて経験することに対し見通しが持てず、心理的に不安定になったり、作業や活動ができなかったりすることがあります。特に、大学入学関連の行事では見通しが持てず、心理的に不安定になり、途中で退席してしまうこともあります。また、入学後のガイダンスに参加し、資料に基づいて説明を受けても、十分に理解できないまま諸手続きを行ったり、文書の提出が遅れてしまったりすることがあります。この他、発達障害のある学生の中には時間割作成ができず、自分は何を、どのように学んでいけばよいかかわからず、混乱してしまう学生もいます。そのため、このような学生には、講義が始まり、大学生活が軌道に乗るまでは、少し丁寧に、教職員が支援していく必要があります。

【試験の対策、レポートの作成の支援】

発達障害のある学生の中には、1問1答式の試験問題が得意でも、論述形式の試験問題が苦手な学生がいます。学期末に課せられるレポート課題においても同様で、あるテーマについて一定量の長文を記述するレポート課題の書き方がわからず、未提出のまま放置してしまう学生もいます。特に、大学入学後の最初の学期末については、学生本人が試験やレポートで悩んでいないか、面談を通して把握する必要があります。もし発達障害のある学生が悩んでいたら、相談員の先生、担任の先生方は、試験の対策やレポート課題の作成法等のアドバイスを行ってください。このような学習上の支援は、大学生活を通じて続くものではなく、一度経験して見通しが持てるようになった後は、自分で考えて課題に取り組んでいける発達障害のある学生も大勢います。



【居場所作り】

大学生活を始めるにあたり、発達障害のある学生は、新しい環境になじめず、大学に来られなくなるケースもあります。高校までは自分が所属するクラス（教室）があり自分の座席が決まっていたましたが、大学ではクラスがなく座席も決められていません。空き時間にどのように過ごせばよいのかわからず、心理的に不安定になる発達障害のある学生もいます。発達障害のある学生が落ち着いて過ごせるような個室のスペースを用意していくことも大切でしょう。

【学生支援の情報を集約する場所】

発達障害学生の場合、個別的で多様なニーズを的確に捉えた支援を行う必要があります。このような支援を実施するためには専門性のある支援者が重要な存在となります。発達障害のある学生が困ったときに、対症療法的に支援をするのではなく、定期的に学生と支援者が話し合う機会を作り、一緒に対処法を考え実行していく支援スタイルが効果的です。本学の第一共通棟1階に開設しております「なんでも相談室」にご相談をお寄せください。



【部活やサークルの支援】

部活動やサークルのような正課外活動についても、大学が責任をもって障害のある学生への支援を行うことに対して配慮する必要があります。部やサークル等の学生団体が発達障害を理由に入会を拒否するようなことはあってはなりません。また、このような問題が生じた場合には、大学は学生団体側を指導する必要があります。そして、大学は本人や学生団体と相談しながら、活動の中での発達障害のある学生の支援方法について助言していく必要があります。もしこのようなケースを教職員が見かけましたら、

「なんでも相談室」にご相談ください。

発達障害のある学生にとって、部活・サークルは、同じ趣味の友人を作ることができる貴重な場となります。そして、集団の活動の中で他者との関わりを深めたり、社会的スキルを伸ばしたりする良い機会となります。大学には、部室等があるので、そこが大学での居場所となることもあるでしょう。なお、発達障害のある学生に対する部活・サークル内での支援については、顧問教員が本人や部活・サークルの代表者などと相談する機会を設けたり、「なんでも相談室」に相談することを勧めたりするのもよいでしょう。



【他の学生による支援】

発達障害のある学生の支援は、教職員のみで行うのではなく、学生にも協力してもらう必要があります。学生の多くは悩みを抱えたり困ったりしたとき、友人に相談する機会が多い傾向にあります。そのため、教職員が相談や支援活動を行うだけでなく、発達障害のある学生と周囲の学生が助け合う形の方が当事者の学生にとっても抵抗が少ないと考えます。仲間を支援する活動によって、学生自身の思いやりの心を育てるといった心理的な面での成長も期待できます。

(2) 発達障害の可能性のある学生への働きかけ

1) 大教室の授業時の支援

発達障害がある場合、大教室の授業では気が散って集中ができないことや、耳から入る情報だけでは授業内容が理解しづらいこと、授業の要点を自分でつかむことが難しいなどの問題が生じる場合があります。しかし、教員が授業の進め方や教室環境に気を配ることで、これらの困難が和らぐことがあります。

以下に、支援の工夫の例をとりあげます。これらの関わりが常にうまく働くわけではありませんが、試しに行ってみるとうまくいくことがあります。

【周りの刺激が気になってしまう】

発達障害のある学生の中には、周囲の音や視覚刺激に敏感な学生がいます。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● 教室内が静かになってから授業を始める……

教員の声に耳を傾けようと思っても、周りの声が気になって教員の声に集中することが難しい場合があります。そのため、教室内を静かにしてから授業を行います。



● 窓や入口のドアを閉める……

小さな音であっても外の音が気になって授業に集中できなくなることがあります。そのため、教室の窓や入口のドアを閉めるようにします。

● カーテンを閉める……

外の景色の変化や、外で何かをしている人の姿が目に入ることによって授業に集中できなくなることがあります。そのため、カーテンを閉めるようにします。



【落ち着きがない】

発達障害のある学生の中には、集中力を持続させることが苦手で、長い講義時間に耐えられずに落ち着きがなくなってしまう学生がいます。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● 作業時間を設ける……

講義だけでなく、授業時間内に課題を行ったり黒板を写したりするなどの作業時間も設けると、集中力が戻る場合があります。



● 話し方にメリハリをつける……

授業で大切な部分については強調したり大きな声で話したりするなど、話し方にメリハリをつけると、集中力が持続しやすくなります。

【耳からの情報だけでは授業内容が理解しづらい】

発達障害のある学生の中には、耳から入ってくる情報の脳内での処理が苦手で、口頭の説明だけでは、授業内容を理解しづらかったり、指示内容を理解するのが難しかったりする学生がいます。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● 手元資料を用意する……

目で見える情報が手元にあると、講義内容を理解しやすくなる場合があります。

● 図表を用いる……

言葉で言われるだけでは理解しづらいことが、図表を用いると理解しやすくなる場合があります。

● 板書を適宜行う……

口頭で話したことは形には残りませんが、板書すると話が文字という形として残りますので、理解しやすくなる場合があります。



【授業の要点を自分でつかむことが難しい】

発達障害のある学生の中には、授業内容を脳内で整理してまとめることが苦手で、授業内容の要点をつかむことが難しい学生がいます。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● 授業の冒頭に、授業全体の流れを説明する……

授業のテーマやポイント、授業の流れがわかると、授業内容を理解しやすくなる場合があります。

● 授業の要点をはっきり伝える……

大切な話をする際には、「ここがこの授業の中で一番大事なところです」など、授業の要点を明示するような言葉で集中を促すのもよいでしょう。

● 板書の工夫……

重要な内容を板書する際に、文字の色使いを工夫したりアンダーラインを引いたりすると、重要であることがわかりやすくなります。



2) ゼミや演習等、小クラスの授業時の支援

発達障害のある場合、ゼミや演習等の小クラスの授業において、自発的に行動することが少ない、周りの空気に合わない言動をしてしまうなどの問題が生じることがあります。しかし、教員からの指示や個別の配慮によって、これらの困難が和らぐことがあります。

【自発性が乏しい】

発達障害のある学生の中には、グループ活動中、ボーっとしている、発言をあまりしないなど、活動に積極的に参加しない学生もいます。もちろんやる気の問題が関係していることもあります。しかしそれ以外にも、何をすべきかをその場の雰囲気から読み取ることが苦手であることや、議論の流れを頭の中で整理して理解することが苦手なことが関係していることがあります。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● 役割を与える……

周りの空気を読むことが苦手なため、自分に求められている役割が明示されていない場合には何を求められているかがわからずに、何もしないということがあります。行うべき役割が与えられて何をすればよいかがわかると動けるようになることがありますので、グループ活動の際には何らかの役割を与えるのもよいでしょう。



● 教員がつなぎ役として入る……

グループワークでは、学生同士の相互のやり取りが頻繁に行われます。しかし、そのやりとりの素早さについていけずに呆然としてしまって、グループ活動に入っていけないことがあります。教員が間に入って、発達障害のある学生の考えを聞くように話を振ったり、本人の発言を拾いながら他の学生からでてくる意見とつなげたりしていくと、グループ活動に主体的に参加しやすくなることがあります。

【場に合わない言動】

発達障害のある学生の中には、状況を理解することや相手の言外の思いを汲みとることが苦手な学生もいます。その結果、本人に悪気はないものの、ついその場の雰囲気とは異なる言動をしてしまうことがあります。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● ルールを明確にする……

ゼミや演習の中では、明文化されていない暗黙のルールが存在していることが多いのではないのでしょうか。しかし、暗黙のルールの存在に気付くことが苦手なことがありますので、授業内で行ってよいことやいけないことについてのルールを授業時にしっかりと明確に伝えるとよいでしょう。



● 教員から状況を整理して全体に伝える……

場にそぐわない言動は、周囲の状況理解を読み取り違えてしまうことから生じている場合があります。授業の流れを整理してまとめたり、いま求められていることを教員から伝えたりすると（「これまで〇〇をしてきたので、今度は△△をしましょう」、「〇〇についての意見がでてきたので、今度は△△についての発言をしましょう」、「これまで〇〇のことはたくさん触れてきたので、〇〇についての意見はこのくらいにしましょう」など）、状況の読み取り違いが減りますので、場にそぐわない言動が減ることがあります。

● 授業の進め方をパターン化する……

初めての状況ですと、何が望ましい言動なのか、何をしてはいけないのかがわかりづらいということがあります。授業の進め方をある程度同じパターンで行うようにすると習慣化されますので、その場でどのような言動をすべきかがわかりやすくなり、場に合わない言動が減ることがあります。

3) 卒業論文指導など、個別指導の際の支援

発達障害がある場合、個別指導の際に、自分から教員に連絡をとらない、期日を意識しながら課題を行うことが難しい、課題のテーマを自分で見つけることが難しいなどの問題が生じることがあります。しかし、教員からの指示や配慮によって、これらの困難が和らぐことがあります。

【教員と連絡をとらない】

連絡をするように指示をしても本人からの連絡が一向にこないことがあります。もちろん教員と連絡を取りたくなくて連絡をしない場合もあるとは思いますが、連絡の仕方や、いつ連絡をしてよいのかがわからなくて連絡ができないということがあります。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● 連絡の手段を伝える……

メールで連絡をするのか、研究室に来てもらって話をするのかなど、連絡の手段まで明示すると、本人が連絡しやすくなることがあります。

● 連絡の日時や期限を伝える……

連絡の締め切りの期日を決めていないと、いつまでに連絡すればよいかわからずに連絡ができないということがあります。いつまでに連絡が欲しいかをあらかじめ伝えると、返事が返ってきてやすくなることがあります。



● 直接会って話をするようにする……

記憶をしておくことが苦手で、連絡をするという約束自体を忘れてしまうこともあります。授業等で顔をあわせる機会に声をかけ、授業後に残ってもらって話をする時間を作るのもよいでしょう。

【計画立てて課題を行うのが苦手】

発達障害がある場合、自分で先の見通しを立てることが苦手なことがあります。そのため、自分で計画立てて物事を進められず、課題をこなせないことがあります。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

● 計画を伝える（時期を伝える）……

あらかじめ、「この日までにこれをしておかななくてはいけない」という具体的な日時と課題を伝えておくと、本人が計画を立てやすくなる場合があります。



● 計画の進捗を小まめに見る……

ペース配分の見通しを自分で立てることが苦手な場合には、課題が滞りなくすすんでいるかを教員が小まめにチェックすると、課題をこなしやすくなる場合があります。

● 計画立案の段階から関わる……

卒業論文などの自分でテーマを設定して進める課題では、実行が難しいような壮大な計画を立ててしまう場合があります。計画立案の段階から小まめに話し合っていくと、実行可能な現実的レベルの課題におさまりやすくなる場合があります。

【課題のテーマが見つけれない】

発達障害がある場合、与えられた課題をこなすのは得意でも、自らテーマを設定して問題に取り組むことが苦手なことがあります。そのため、本人任せにしていると一向に課題が進まないことがあります。このような時には、次のような工夫が有効な場合があります。

- **課題の選択肢を用意する……**

自分からテーマを見つけることは難しくても、教師が用意したテーマの中からであれば、テーマを決めやすくなることがあります。

- **本人の興味・関心から教員がテーマを見つける……**

何かに興味・関心はあっても、その中から具体的な探求すべきテーマを見つけるのが苦手な場合があります。本人の興味・関心に関する話を聞く中で、その中からテーマになりそうなことを教員が見つけて伝えていくと、テーマを決めやすくなることがあります。

4) 実習の際の支援

(教育実習、学校サポート活動、初年次学校体験活動など／事前指導なども含めて)

【教育実習・施設実習等の心構えの指導】

本学では、教員、社会福祉士、臨床心理士等、対人援助に関わる免許や資格に関する授業を開講しています。発達障害のある学生に限らず、1、2年次の初年次演習や介護等体験実習等から、実習の心構えやモラルを指導していくことが大切です。すべての学生に対して、実習の心構えについて、具体的でわかりやすい資料を作成した上で指導を進めます。また、発達障害のある学生は対人関係が苦手なことが多いため、早い学年から子どもと関わる機会を作ったり、学校や施設に出かけたりする機会を取り入れることが望ましいです。



- **対人援助活動の理念の理解を促す……**

年齢の低い幼児児童や障害のある子どもを指導・支援する教育実習、

病気や障害のある人々や高齢者を支援する介護実習等においては、相手に配慮しながら実習を進める必要があります。実習においては、発達障害のある学生自身は支援を受ける側ではなく、他者を支えるスキルを学ぶ実習であることを認識し、対人援助活動の理念を理解し実習に挑む必要があります。

● 丁寧な事前指導を行う……

事前指導において、教育実習の場合は模擬授業を何度か実施して、話す際の表情や視線、声の大きさや速さ、授業の進め方や発題のタイミング、板書の方法等の基本的なスキルを理解し実施できるように指導します。また、模擬授業の際に、子どもとのコミュニケーションの取り方の基礎について理解を促します。そして、実習に参加する前に、実習先の学校や教室、授業の様子等の見学をしておくことや、学校の実習生指導の担当の先生としっかりと打ち合わせを行っておくことが重要です。

【実習の中止】

実習においては、大学の連絡担当教員と実習先の責任者との間で、実習先からの実習中止の指示について事前に打ち合わせをしておくことも大切です。実習生とはいえ、現場では教員や職員と同様に扱われるため、必要に応じて実習の中止があり得ることを、事前指導の段階で本人に説明しておくことが必要です。また、実習を中止すると卒業時に免許や資格が取得できなくなるため、進路にも影響を及ぼすことを、発達障害のある学生とその保護者にあらかじめ理解をしてもらいます。

【連携】

● 保護者との連携……

実習先の担当者と共に事前指導を行うことと、教職員が実習先に伺い入念な打ち合わせを行うことで、実習中のトラブルへの対応が

スムーズとなります。一方で、実習科目の履修が難しい場合は、実習に至るまでの間に、進路変更や資格取得をしないことも含めて保護者も交えて協議することも重要となります。

● **実習先との連携……**

まず、発達障害のある学生に理解のある実習先の確保が重要です。発達障害のある学生の受け入れ、丁寧な指導・支援を実施してもらえる実習先を早めに見つけていきます。発達障害のある学生の場合は、実習依頼や事前打ち合わせを文書のみ、学生のみで行うのではなく、大学の連絡担当教員が事前に実習先を訪問して、責任者の方と指導担当の先生と打ち合わせをすることが大切です。その際、実習中の発達障害のある学生のトラブルについては逐次報告してもらうことをお願いしておきます。実習を中止する場合等は、教職員が実習先に出向いて事情・状況の説明を受け、協議を行うことも必要となります。

【実習中に起きやすいトラブルと対応】

● **朝起きられない……**

下宿生で早起きが苦手な場合には、毎朝保護者が本人に電話をかけて起こす等、協力を求めます。

● **実習の記録、指導案が提出できない……**

実習先の担当者に、文書の模範例を示し、それを真似ることから指導してもらいます。本人には、一度提出した後で指導を受けながら修正していくことも伝えておきます。

● **時間の見通しが持てない……**

実習先の担当者に、指導案や教材等の作成の期日を示す際には、スモールステップの課題を与えてもらいます。また、期日までの残りの時間を意識させながら、課題に取り組みさせます。

5) 教職員間での連携・情報共有

発達障害のある学生が直面する問題は、授業だけではなく学生生活全般で生じます。したがって、一人の教員の努力のみでは、また、授業内の支援のみでは十分な支援にはなりません。教職員で情報を共有し、連携をしながら、学生生活全般で支援を行うことが必要になります。

講座やコース内での情報共有や、学生支援課や教務課との間での情報共有がまずは大切ですが、以下のような情報を共有しておくことで支援の必要性や緊急性、支援方法が見えやすくなります。

● 授業や課題の様子……

授業や実習の中で困っていることがあっても、発達障害のある学生が自ら困っていることを教員に伝えてくることは少ないです。しかし、授業での遅刻や欠席の多さや、授業態度、課題の提出状況の悪さなどから、困っている様子をうかがい知ることができます。これらの兆候に早めに気づき、教員間で情報を共有しておくことで、早期からの支援が可能になります。

また、各教員が授業の中で行った関わりの中で、有効であった関わりや有効でなかった関わりを共有しておくことで、授業内で発達障害のある学生が困る機会が減るでしょう。

● 学生生活の様子……

自分が担当する授業以外での学生の様子は、なかなか教員には見えないものです。しかし、他の教員に見せている姿や、他の学生から聞いた部活動やサークル活動での様子等の情報を寄せ集めていくことで、発達障害のある学生の生活の様子が見えてくる場合があります。

● キーパーソンとなる学生について……

教員が連絡をとろうと思っても、発達障害のある学生本人と連絡がつかないことがあります。しかし、周りの学生の中には本人とつながることができるキーパーソンとなる学生がいることがありますので、誰がキーパーソンかを知っておくとよいでしょう。その学生に仲介してもらくと、本人と連絡をとりやすくなる場合があります。



● 成績や単位の取得状況……

自分の担当する一つの授業の成績の様子からは支援の必要性や緊急性を見立てることは難しいです。しかし、複数の授業での成績や単位取得状況がわかれば、支援の必要性や緊急性が見えやすくなります。教職員間で連携・情報共有をするとよいでしょう。



6) 就職や進学に向けて

就職に関する指導をどのように行うのがよいか、どのような指導やアドバイスを行えばよいかは一概には言えません。しかし、発達障害のある学生が就職活動を行う際に直面しやすい問題というものがありますので、まずはそれを和らげる支援を行い、彼らが就職活動を行いやすくすることが必要でしょう。そのような中で、どのような指導やアドバイスを行えばよいかが見えてくることもあります。

【持っている情報が少ない】

自分が持っている狭い情報だけをもとにして、就職活動を進めていってしまう場合があります。就職に向けての活動は、様々な幅広い情報から信頼できる情報を得ることが不可欠です。したがって、以下のような支援を行うのが有効な場合があります。

● キャリア支援課が行っているガイダンス等への参加を勧める……

キャリア支援課では、教員就職向け、公務員就職向け、企業就職向けに講座を開いていますし、その他にもさまざまな説明会を開いています。それらへ参加をする中で、有用な情報やアドバイスを得ることができると思います。キャリア支援センターHPも参照してください。

● 教員就職特任指導員・キャリアカウンセラーの利用を勧める……

これらの指導員やカウンセラーには、教員・公務員採用試験や就職活動でわからないことや悩んでいることを相談することができます。講義や個別相談など、直接アドバイスを受けることができますので、教育未来館の1階にあるキャリア支援課を案内するのもよいでしょう。なお、キャリア支援課では職員による就職相談も行っています。



● 求人票検索システムの利用を勧める……

学内のみで閲覧可能な求人票検索システム (<https://www.ics-com.biz/aichi-edu/search.php>) では、キャリア支援課に届いた求人票

を見ることができます（キャリア支援センターのホームページから入ることもできます）。これらの求人票には、学外からでは見ることのできない求人もあります。求人票検索システムの利用や、キャリア支援課で詳細な求人票が確認できることを案内するとよいでしょう。

● 教員就職に向けての講座等への出席を勧める……

選修・専攻によっては、教員就職に向けての講座が開設されているところがあります。また、面接指導が行われているところもあります。これらへの参加者の教員採用試験の合格率が高いことがデータとして出ていますので、各講座への出席や面接指導の利用を勧めるのもよいでしょう。

● 大学院への進学……

大学院生活は、勉強や研究の仕方、実習の様子、生活のスケジュールなど、学部生活と大きく異なるところがあります。自ら研究課題を設定し、自主的に自分の生活をコントロールすることが求められるようになります。学部生には大学院生の生活はなかなか見えませんので、オープンキャンパスでの説明会に参加するように伝えたり、大学院生から直に話を聞く機会を設けたりするとよいでしょう。



【スケジュール管理が苦手】

自分で先の見通しを立てることが苦手で、各種の締め切りの期日に合わせて自分でスケジュールを組むことや、就職活動が進む中で生じる問題に柔軟に対処していくことが難しい場合があります。したがって、以下のような支援が有効な場合があります。

●就職活動における一般的なスケジュールを伝える……

就職に向けた活動を行う際に、どの時期に何をするのが一般的なのかをあらかじめ知っておくと、全体の見通しが立てやすくなります。また、どの時期に大学の課題が忙しくなるかなどのお話も最初にしておくと、本人も心の準備がしやすくなります。

●本人が実行できる計画であるかを見る……

なんとか就職できるようにと、非常に多くの試験を受けたり、企業にエントリーしたりしすぎて、本人がこなせる範囲を超えてしまうことがあります。逆に、強い自信を持ち、非常に少数の希望にしぼって就職に向けた活動を行う場合もあります。そのため教員からは、壮大な計画を立てすぎているか、また、失敗した際のことも考えて活動しているかをチェックしながら、本人に合った適度な計画やスケジュールであるかを見ていくとよいでしょう。



●就職活動の進捗を小まめに見る……

就職に向けた活動が進んでいくと、力を入れて取り組むべき課題が変わることもあれば、試験の不合格や希望通りの内定が得られないことによって進路の変更を考え直す必要が出てくることもあります。そのような変化に自分では柔軟に対処することができず、最初に立てた計画にしばられて突き進んでしまうことがあります。そのため、就職に向けた活動の進み具合を小まめに見ながら、必要に応じて小まめにアドバイスをしていくことも大切でしょう。

(3) 法制度に基づく障害学生支援

1) 障害者差別解消法の施行

平成 18 年 12 月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて、日本では、国内法制度の整備が急速に進められてきました。その結果、障害者基本法の一部改正を経て、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)が制定され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

【目的及び対象】

障害者差別解消法の目的は、第一条に次のように示されています。

(前略) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

また、本法律の対象となる「障害者」は次のように定義されており、発達障害のある学生もこれに含まれます。

障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。（第二条第一号）

なお、上記の定義中にある「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」（第二条第二号）であり、例えば、階段しかないために車いす利用者が上り下りできない、音声による説明しかないために聴覚に障害のある人が情報を受け取れない、などが最もわかりやすい例です。

【行政機関等における障害を理由とする差別の禁止】

本法律では、行政機関等の責務として、第七条に以下の内容が規定されており、国立大学法人である愛知教育大学も、この「行政機関等」に該当します。

1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

【対応要領】

本法律において、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、あらかじめ障害者やその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、職員が適切に対応するために必要な要領を定め、それを公表することが義務付けられています。

本学においても、「国立大学法人愛知教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」が制定され、平成 28 年 4 月 1

日より施行されました。この対応要領では、本学における教育・研究その他の活動全般における不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、教職員の責務が示されています。

2) 合理的配慮について

障害者差別解消法では、その事務又は事業において障害者の権利利益を侵害することのないよう、合理的な配慮をしなければならないと規定されています。では、大学で研究・教育その他の活動を行う障害者に対して提供すべき「合理的配慮」とは、具体的にどのような内容を指すのでしょうか。ここでは、合理的配慮の考え方とその具体的内容を、大学という文脈に即して解説します。

【合理的配慮の定義】

「合理的配慮」は、前項で述べた国連の障害者権利条約において用いられた用語であり、次のように定義されています。

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者権利条約第二条)

定義の中に「必要かつ適当な変更及び調整」とありますが、これは、大学が提供する様々なサービスが障害者にとって「社会的障壁」となっている場合に、それらを取り除くために何らかの変更及び調整を行い、結果、障害者に対して差別的な取扱いとならないよう配慮するという意味です。なお、そ

のような理由で行う「変更及び調整」は、「障害者に対する差別的取扱い」には当たりません。

【合理的配慮の内容】

合理的配慮が必要か否か、またその内容については、障害の種類や程度により異なります。また、同じ障害者であっても常に一定の配慮が必要なわけではなく、社会的障壁があると感じる場面や状況ごとに、必要な配慮の内容は変わってきます。つまり合理的配慮とは、多様かつ個別性の高いものであると言えます。

また、合理的配慮は、事業の目的・内容・機能の本質的な変更を求めるものではありません。例えば、障害を理由に成績評価の基準を下げたり、卒業要件を変更したりすることは、合理的配慮には当たりません。

【「加重な負担」の考え方】

合理的配慮の定義には、前項に示したように「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」という記述があり、障害者差別解消法の条文にも、「その実施に伴う負担が過重でないときは、(中略) 必要かつ合理的な配慮をしなければならない」(第七条の2)とあります。

この「加重な負担」の判断に関わる視点としては、①個別の合理的配慮によって、事務・事業全体の目的・内容・機能を損なうか否か、②物理的・技術的制約、人的・体制上の制約の有無、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況などがあります(文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針第2の2(2))。

このように、「加重な負担」については、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、障害者本人との話し合いによる相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、対応方法を柔軟に検討していきます。

【「意志の表明」と合理的配慮】

障害者差別解消法第七条の 2 には、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、(中略) 必要かつ合理的な配慮をしなければならない」という記述もあります。

つまり、合理的配慮とは、障害者自らが社会的障壁に対する何らかの手立てを要望した場合に、その実施について検討を行うものです。ただし、本人からの意思の表明がない場合であっても、その人が社会的障壁の除去を必要としていることが明らかである場合には、周囲の人たちが本人に対して適切と思われる配慮を提案し、意志の表明を促すという視点も大切です。

【発達障害学生と合理的配慮】

独立行政法人日本学生支援機構の調査によれば、平成 27 年 5 月現在、全国の大学には約 3400 名の発達障害学生が在籍しており、その数は年々大幅に増えています。本学もその例外ではなく、学ぶ能力・意欲はあるにも関わらず、何らかの「社会的障壁」により不安や不便を抱えている発達障害学生が少なくないと考えられます。

教職員一人ひとりが、まずは発達障害学生が直面しやすい困難と、その解決方法について理解し、注意を向けることが大切です。本冊子が、実際に困っている学生に気づくための一助となり、本来の力を十分に発揮して充実した学びを得る学生が一人でも増えることを期待します。

(4) 愛知教育大学の学生相談体制

大学は学業の場であるだけでなく人間関係の場でもあり、我々教職員は、成長途上の学生を暖かく見守ることが求められます。本学にも学生の悩みや相談事を受け止めるための学生相談体制を取っています。

- ・ 基本的には、主たる支援は障害学生が所属する選修・専攻・コース等が行います。
- ・ 専門性のある支援体制を確保するため、学内のそれぞれの部署から協力・助言を得るようにします。
- ・ 平成28年4月に開室された「なんでも相談室」が、障害に対する社会的障壁の除去等に関する相談受付と関係部署への連絡調整を行います。

【指導教員制】

指導教員は、さまざまな困難や課題に直面している学生の相談相手として担任します。

【オフィス・アワー制度】

指導教員や授業担当教員には、学生からの相談に応じる時間が設けられており、事前の確認なしで学生が訪問できます。教員は別の時間に約束し直したり、他の作業をしながら話を聞いたりすることは避けてください。真摯に学生に向き合うことが求められます。

【なんでも相談室】

第1共通棟1階に開室された「なんでも相談室」が、総合的な相談窓口として、どこに相談したらよいかわからない学生からの相談を受け付け、学

内関係部署への連絡調整を行います。また、障害のある学生に対する支援の相談も受け付けていますので、ご相談ください。

【専門性のある相談窓口】

- ・ **履修・授業の問題** ————— 学生サポートセンター（教務課）
- ・ **経済支援などの問題** ——— 学生サポートセンター（学生支援課）
- ・ **キャリア選択・就職支援の問題** ————— キャリア支援センター
キャリア選択・就職支援を行います。そもそも将来やりたいことが見つからない場合にも訪問を勧めてください。
- ・ **ハラスメントの問題** — 人事労務課（ハラスメント専門の相談員）
- ・ **健康問題** ————— 健康支援センター
医師による健康相談、臨床心理士（カウンセラー）による心の相談を受けることができます。特に心身の健康問題や心の深い悩みのある学生には専門的相談を勧めてください。また教職員が気になる学生について相談することもできます。



(5) 参考資料

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm

日本学生支援機構 教職員のための障害学生修学支援ガイド

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html

日本学生支援機構 障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書

http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html

佐々木 正美・梅永 雄二（監）（2010）. こころライブラリー イラスト版
大学生の発達障害 講談社

おわりに

副学長（学生支援・就職担当） 新井美保子

この冊子は、発達障害のある学生への理解を深め、支援の手助けになることを願って作成されました。

皆さんの身近なところにいる“対応に困った”学生。実は学生自身ももっと困っているのかもしれませんが。これまでは「本人の努力不足だ」と判断していたことも、もしかしたら発達障害が原因だったのかもしれませんが。もっと適切な関わり方が他にあるのかもしれませんが。学生を批判したり諦めたりするのではなく、今一度、具体的な関わり方や支援方法をちょっと工夫してみてください。その時にこの冊子が役立つことを願っています。

また、あなた一人で問題を抱え込まないで「なんでも相談室」にお知らせください。教職員からの相談も受け付けています。

最後に、この冊子の編集・執筆をお引き受けいただいた原田宗忠先生はじめ、岩田吉生先生、青柳まゆみ先生、小嶋佳子先生、学生支援課職員、イラストを担当した学生の皆さんに、心より感謝申し上げます。

発達障害学生の理解と対応のためのミニブック（教員用）

平成29年3月発行

- 編集 愛知教育大学修学特別支援プログラム連絡会 WG
中田 敏夫（教育・学生担当理事）
新井 美保子（学生支援・就職担当副学長）
原田 宗忠（教育臨床学講座） 編集 (1)1), (2)1)~3), 5)~6)
青柳 まゆみ（障害児教育講座） (3)1)~2)
岩田 吉生（障害児教育講座） (1)3), (2)4)
小嶋 佳子（学校教育講座） (1)2)
- 協力 森 佑季（初等・幼児教育選修・2年） イラスト担当
山田 結衣（初等・幼児教育選修・2年） イラスト担当
健康支援センター
キャリア支援センター
なんでも相談室

愛知教育大学 教育・学生支援部 学生支援課
〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

